

<意見書（医師記入）>（参考様式）

※意見書は、一律に作成・提出する必要があるものではありません。

意見書（医師記入）	参考様式
保育所施設長 殿	
入所児童氏名 _____	
年 月 日 生	
(病名) (該当疾患に <input checked="" type="checkbox"/> をお願いします)	
	麻しん（はしか）※
	インフルエンザ※
	新型コロナウイルス感染症※
	風しん
	水痘（水ぼうそう）
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
	結核
	咽頭結膜熱（プール熱）※
	流行性角結膜炎
	百日咳
	腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）
	急性出血性結膜炎
	侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）
症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。 年 月 日から登園可能と判断します。 _____年 月 日	
医療機関名 _____	
医師名 _____	
※必ずしも治癒の確認は必要ありません。意見書は症状の改善が認められた段階で記入することが可能です。	
※かかりつけ医の皆さまへ 保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について意見書の記入をお願いします。	
※保護者の皆さまへ 上記の感染症について、子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、この「意見書」を保育所に提出して下さい。	

<登園届（保護者記入）>（参考様式）

※登園届は、一律に作成・提出する必要があるものではありません。

登園届（保護者記入）	参考様式																		
保育所施設長殿																			
入所児童名 _____																			
_____年 _____月 _____日生																			
<p>（病名） （該当疾患に<input checked="" type="checkbox"/>をお願いします）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20px;"></td><td>溶連菌感染症</td></tr> <tr><td></td><td>マイコプラズマ肺炎</td></tr> <tr><td></td><td>手足口病</td></tr> <tr><td></td><td>伝染性紅斑（りんご病）</td></tr> <tr><td></td><td>ウイルス性胃腸炎 （ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等）</td></tr> <tr><td></td><td>ヘルパンギーナ</td></tr> <tr><td></td><td>RSウイルス感染症</td></tr> <tr><td></td><td>帯状疱疹</td></tr> <tr><td></td><td>突発性発疹</td></tr> </table>			溶連菌感染症		マイコプラズマ肺炎		手足口病		伝染性紅斑（りんご病）		ウイルス性胃腸炎 （ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等）		ヘルパンギーナ		RSウイルス感染症		帯状疱疹		突発性発疹
	溶連菌感染症																		
	マイコプラズマ肺炎																		
	手足口病																		
	伝染性紅斑（りんご病）																		
	ウイルス性胃腸炎 （ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等）																		
	ヘルパンギーナ																		
	RSウイルス感染症																		
	帯状疱疹																		
	突発性発疹																		
<p>（医療機関名） _____（ _____年 _____月 _____日受診）において 病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので _____年 _____月 日より登園いたします。</p> <p style="text-align: right;">_____年 _____月 _____日</p>																			
保護者名 _____																			
<p>※保護者の皆さまへ 保育所は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけ医の診断に従い、登園届の記入及び提出をお願いします。</p>																			

インフルエンザ等登園届 (保護者記入)

施設(保育園)名 _____

クラス: _____ 組

児童氏名 _____

令和 年 月 日 医療機関名: _____ において,

インフルエンザ(A型・B型・不明)・新型コロナウイルス感染症と診断されました。(該当する診断を○で囲んでください)

(発症日 令和 年 月 日)

下記、『登園のめやす』に記載された日数が経過し、登園が可能となりましたので、届け出いたします。

保護者氏名 _____

『登園のめやす』(学校保健安全法施行規則に示す出席停止期間)

インフルエンザ

「発症後5日を経過し、かつ、解熱後3日を経過」

新型コロナウイルス感染症

「発症後5日を経過し、かつ、発熱、痰やのどの痛み等の症状が軽快した後1日を経過」

<出席停止期間中の体温測定結果>

※1の発症日を記入

日数	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目
月/日	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
(曜)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
朝	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
(時)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
夕	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
(時)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()

※登園する当日の朝まで、朝夕必ず検温を続けてください。

(発熱期間が長く、解熱後3日が記録できない場合は、裏面、あるいは別の記録用紙を添付するなどしてください。)

※日数の数え方については、裏面をご覧ください。

日数の数え方について

○ インフルエンザ

インフルエンザの出席停止の期間は「発症後5日（発熱の翌日を1日目として）を経過し、かつ、解熱後3日を経過するまで」と定められています。インフルエンザにおいて「発症」とは「発熱」の症状が現れたことを指します。日数を数える際は、発症した日（発熱が始まった日）は含まず、翌日を第1日と数えます。

以下は日数計算の例ですので参考としてください。

インフルエンザ	発症日	発症後	発症後	発症後	発症後	発症後	発症後	発症後	発症後	発症後	発症後
	0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日
発熱後1日で解熱	発熱	解熱	発症後5日以内であるため登園不可				登園可能				
発熱後6日で解熱	発熱						解熱	解熱後3日経過			登園可能

※ なお「解熱」とは、解熱剤を使用せずに解熱していることを指します。

また、解熱の現象がみられた日は期間には算定せず、その翌日を1日目とします。

○ 新型コロナウイルス感染症

新型コロナウイルス感染症の出席停止の期間は「発症後5日を経過し、かつ、発熱、痰やのどの痛み等の症状が軽快した後1日を経過」と定められています。インフルエンザと同様に日数を数える際は、発症した日（発熱が始まった日）は含まず、翌日を第1日と数えます。

新型コロナウイルス感染症	発症日	発症後	発症後	発症後	発症後	発症後	発症後	発症後	発症後
	0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日
発熱後1日で解熱	発熱	軽快	発症後5日以内であるため登園不可				登園可能		
発熱後6日で解熱	発熱						軽快	軽快後1日経過	登園可能

※ なお「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。

また、軽快の現象がみられた日は期間には算定せず、その翌日を1日目とします。